

■ 外国語通訳コース講習日程表

茨木教習所 TEL.072-641-1121 FAX.072-641-1120

更新日 2026/2/12 随時更新

■ id (インドネシア語) vi (ベトナム語) en (英語) zh (中国語) th (タイ語) km (カンボジア語)

3月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30	31
		日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み・掘削用)																																
(解体用)																																
玉掛け																																
小型移動式クレーン																																
高所作業車																																
フォークリフト																																
ガス溶接																																
特別教育																																

??語 の講習は

希望者5名以上で開催いたします

開催を希望する講習及び言語を
受付書に記入しFAXして下さい

▼受付書ココ▶

外国語講習受付書を
ダウンロード



NEW!

※開催が決まり次第、受付書に記入していただいた連絡先にお知らせします。

※受講される場合は、別途、ホームページから受講申込みをお願いいたします。

4月		1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	27	28	29	30			
		水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木			
車両系建設機械 (整地・運搬・積込み・掘削用)																		??語																
(解体用)																																		
玉掛け																			カンボジア語															
小型移動式クレーン																																		
高所作業車																				??語														
フォークリフト																		??語																
ガス溶接																				??語														
特別教育																		??語【高所特別】																

~5/4

■ 外国語通訳コース受講料

※ペトナム語・英語・中国語・インドネシア語・カンボジア語(対応していない講習科目もあります)

※下記受講料にはテキスト代と消費税が含まれており、通訳料には消費税が含まれております。

2025年4月1日現在の価格です。

技能講習	講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計	特別教育	講習科目	日数	時間	受講料	通訳料	合計	
								車両系建設機械(整地等)	助	6日	48H	161,000円	21,000円	182,000円
車両系建設機械(解体用)	助	1日	6.5H	34,500円	4,000円	38,500円		締固め用機械(ローラー)	助	2日	14H	25,500円	7,000円	32,500円
不整地運搬車	助	2日	14.5H	64,500円	7,500円	72,000円		高所作業車(10m未満)	助	2日	12H	25,500円	7,000円	32,500円
玉掛け	助	4日	28H	39,000円	9,500円	48,500円		足場の組立て等	助	1日	8H	17,500円	4,000円	21,500円
小型移動式クレーン	助	3日	23H	60,000円	8,000円	68,000円		フルハーネス型墜落防止用器具	助	1日	8H	17,500円	4,000円	21,500円
高所作業車	助	4日	24.5H	85,000円	9,500円	94,500円								
フォークリフト		6日	46.5H	65,500円	18,500円	84,000円								
ガス溶接	助	3日	18H	27,000円	7,000円	34,000円								

※車両系建設機械(解体用)運転技能講習及び不整地運搬車運転技能講習は車両系建設機械(整地等)運転技能講習修了者、

小型移動式クレーン運転技能講習は玉掛け技能講習修了者に限ります